住所　大阪市生野区小路東２丁目17番22号
金寧哲　昭和30年３月18日生
吳貞子　昭和34年４月25日生
金美華　昭和60年１月10日生
金元邦　昭和60年12月29日生
住所　大阪府八尾市安中町８丁目８番４号
趙源哲　昭和12年９月26日生
徐菊江　昭和17年６月６日生
住所　大阪府八尾市南本町８丁目２番16号
趙永植　昭和42年２月11日生
住所　大阪市生野区田島１丁目９番22号
朴善弘　昭和22年５月３日生
金聖美　昭和28年５月１日生
住所　大阪府東大阪市大蓮東２丁目17番16号
白祥子　昭和47年３月16日生
住所　大阪府八尾市竹渕５丁目32番地
黄容成　昭和24年５月２日生
住所　大阪府藤井寺市沢田１丁目30番23―400号
趙永熙　昭和44年１月20日生
住所　大阪府富田林市甲田２丁目19番24号
金正次　昭和33年２月26日生
千琴江　昭和38年３月31日生
金大貴　昭和63年10月15日生
住所　大阪市生野区巽北３丁目17番14号
金仙美　昭和55年８月28日生
金仙花　昭和60年12月12日生
住所　大阪市天王寺区小宮町１番21号
全加容子　昭和31年８月10日生
康有美　昭和57年２月24日生
康幸裕　昭和60年３月30日生
康賀裕　昭和61年12月26日生
住所　大阪市天王寺区国分町18番２号
梁友子　昭和27年６月15日生
住所　東京都文京区白山５丁目24番６―101号
玉時鳳　昭和14年６月７日生
住所　東京都世田谷区駒沢２丁目16番４―602号
李浩一　昭和37年１月13日生
住所　愛知県岡崎市小針町字松山25番地
朴一起　昭和60年３月27日生
住所　愛知県岡崎市小針町字松山25番地
朴尚起　昭和63年６月19日生

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木古屋字西山三〇七の二・三〇七の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇七の三、三〇七の四、三〇七の一八から三〇七の二二まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市小倉町字黒谷一一一の三、一一一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町日置前字河内四二〇一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県南相馬市鹿島区上栃窪字萩平一五五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県相馬市柚木字蓬田二六八の一、二六八の三、二九二、字江ノ入九七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日（平成）
７ＪＥＸ	140985	ＺＥＵＳ　ＬＥＡＤＥＲ	21. 8. 7
７ＪＦＵ	141081	ＰＡＣＩＦＩＣ　ＧＬＯＲＹ	21. 8. 7
７ＪＦＷ	141090	ＤＩＯＮＹＳＯＳ　ＬＥＡＤＥＲ	21. 8.31
ＪＤ2936	141051	志誠丸	21. 8.11
ＪＤ2942	141059	しまぐも	21. 8.12
ＪＤ2950	141069	富士丸	21. 8. 6
ＪＤ2953	141072	光春丸	21. 8.24
ＪＤ2954	141073	第十七日吉丸	21. 8.27
ＪＤ2957	141077	ひの峰	21. 8. 4